

杨木県公報

令和元(2019)年 9月6日(金) 第36号

目	次		
告	示		

333
333
333
334
337
337
338

告示

栃木県告示第231号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 9 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
真岡市土地改良区	令和元(2019)年8月28日

栃木県告示第232号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 9 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 -

土地改良区名	事 業	名	認可年月日
江川南部土地改良区	江川南部地区土地改良	(維持管理) 事業	令和元(2019)年8月23日

(農地整備課)

栃木県告示第233号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項及び第4項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和元 (2019) 年 9 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

宇都宮市

東日本高速道路株式会社

2 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画道路事業 $1\cdot 5\cdot 1$ 号大谷スマートインターチェンジ上り線、 $1\cdot 5\cdot 2$ 号大谷スマートインターチェンジ下り線、 $7\cdot 7\cdot 101$ 号大谷スマートインターチェンジ側道 1 号線、 $7\cdot 7\cdot 102$ 号大谷スマートインターチェンジ側道 2 号線、 $7\cdot 7\cdot 103$ 号大谷スマートインターチェンジ側道 3 号線、 $7\cdot 7\cdot 104$ 号大谷スマートインターチェンジ側道 3 号線、 $7\cdot 7\cdot 105$ 号大谷スマートインターチェンジ側道 5 号線及び $3\cdot 5\cdot 109$ 号中丸野沢線

3 事業施行期間

令和元 (2019) 年 9 月 6 日~令和 4 (2022) 年 9 月 30 日

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

栃木県宇都宮市宝木町二丁目字山崎並びに駒生町字松原、字三斗蒔及び字中道地内

(2) 使用の部分

なし

(都市計画課)

公 告

○令和元(2019) 年度後期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和元(2019)年度後期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和元(2019)年9月6日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 実施する検定職種及び等級
 - (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、銀造(プレス型銀造作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、金属ばね製造(線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、光学機器製造(光学機器組立て作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、石材施工(石材加工作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、金属材料試験(組織試験作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(ただし、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)にあっては、学科試験のみ実施する。)

(3) 3級

機械加工 (普通旋盤作業)、機械検査 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気

機器組立て(シーケンス制御作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCAD作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)

(4) 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)

(5) 等級区分等

技能検定は、上記のように 1 o(1)については特級とし、 1 o(2)については 1 級及び 2 級に区分し、 1 o(3)については 3 級とし、 1 o(4)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

- 2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験
 - ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円とする。

(ただし、別に知事が指定する者にあっては、3,100円以上12,100円以内とする。)

イ 実施期日

令和元(2019)年12月6日(金)から令和2(2020)年2月16日(日)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ令和元(2019)年11月29日(金)に栃木県職業能力開発協会で公表する。ただし、一部の 職種については、公表しない。

- (2) 学科試験
 - ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 (作 業)	実施期日
(1) 1級及び2級 鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業) 及び金属材料試験(組織試験作業) (2) 3級 電気機器組立て(シーケンス制御作業)及び配管(建築配管作業)	令和 2 (2020)年 1月26日(日)
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場 板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組 立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製 造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人 子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作 業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、 油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍 空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、石材施工(石材加工作業)、	令和 2 (2020) 年 2月2日(日)

防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)

(3) 3級

機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)

(1) 1級及び2級

金属ばね製造 (線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業)、半導体製品製造 (集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、光学機器製造 (光学機 器組立て作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、 樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)、塗装 (鋼橋塗装作業)、空気 圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)、菓子製造 (洋菓子製造及び和菓子製造)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業) 及びコンクリート圧送施工 (コンクリート 圧送工事作業)

令和 2 (2020) 年 2月9日(日)

(2) 3級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、建築大工(大工工事作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCAD作業)及び電子機器組立て(電子機器組立て作業)

(3) 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

- 3 受検申請の手続
 - (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
 - (2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1丁目3番10号(県庁舎西別館)

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

令和元(2019)年10月7日(月)から同月18日(金)まで

- (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会で 交付する。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

- ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除 資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。
- 4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(2の(1)アの額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた場合における手数料は、申請を取り消したとき又は試験を受けなかったときにおいても、返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和 2 (2020) 年 3 月13日 (金) 付けで合格者に対し通知するととも に、県庁屋外掲示場に掲示する。

なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が令和2 (2020) 年3月13日(金)付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、合格発表の日から1か月間、試験の 得点を開示する。希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること (受検者本人に限る。代理人は不可)。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 栃木県産業労働観光部労働政策課

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話028-623-3238)又は栃木県職業能力開発協会(電話028-643-7002)に問い合わせること。

(労働政策課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元(2019)年9月6日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員 氏 名	就任役員 名	住	所	退 任 年月日	就 任 年 月 日
見 野 土地改良区	理事	加藤 精久		鹿沼市見野313-1		令和元 (2019). 7.31	

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元 (2019) 年 9 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

宇都宮市東峰町宇大東南部第1地区

3 作業期間

令和元 (2019) 年9月9日から同年10月24日まで

○公共測量の終了

令和元(2019)年5月21日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芳賀町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元 (2019) 年 9 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

芳賀町祖母井

3 作業期間

平成31 (2019) 年4月24日から令和元 (2019) 年7月31日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元 (2019) 年 9 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開発許可を受けた者				
(工区に含まれる地域の名称)	住所	氏	名		
河内郡上三川町大字西汗字西赤堀1662番163	河内郡上三川町大字西汗961番地1	小 倉	卓 也		
下野市下石橋字東路507番4、507番5、507番6、508番1、508番2	宇都宮市西川田町934番地3	株式会社無限開発			
下都賀郡野木町大字友沼字南6164番 4、6164 番 5、6696番 2	下都賀郡野木町大字友沼6602番地 4 ルモンドA102号	山中	直人		
下都賀郡野木町大字友沼字宿通896番3	下都賀郡野木町大字丸林621番地6 シャルマンB棟101号	寺 内	崇 泰		
【第2工区】 芳賀郡芳賀町大字祖母井字立海道西1664番7 の一部、1664番8の一部、1664番9の一部、 1664番10の一部、1664番11の一部、1664番12 の一部、1664番13の一部、1664番14の一部、 1664番15の一部、1664番16、1664番17の一部、1664番18の一部、1664番19の一部、1664番20の一部、1664番31の一部、1664番34の一部、1664番34の一部、1664番36の一部、1664番37の一部、1664番36の一部、1664番42の一部、1664番43の一部、1664番43の一部、1664番40一部、1664番59、1664番61、1664番62、1664番63、1664番64、1664番61、1664番62、1664番63、1664番64、1664番650一部、1664番62、1664番63、1664番64、1664番650一部、1664番860一部、1664番860一部、1664番99、1664	芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地	芳賀町			

番100、1664番128の一部、1664番56地先、1664番8地先、1664番44地先、1664番49地 先、1664番45の一部、1664番46、1664番47、1664番49、1664番82の一部、1664番102の一部、1664番129

(開発行為に関する工事)

芳賀郡芳賀町大字祖母井字立海道西1663番1の一部、1663番18、1663番19、1663番20、1663番21の一部、1663番26、1664番7の一部、1664番8の一部、1664番9の一部、1664番12の一部、1664番13の一部、1664番14の一部、1664番13の一部、1664番82の一部、1664番7地先、1664番8地先、1664番14地先、1664番102の一部、1664番104の一部

(都市計画課)